

那珂市議会 産業建設常任委員会記録

開催日時 令和5年12月6日(水) 午前10時
開催場所 那珂市議会全員協議会室
出席委員 委員長 小池 正夫 副委員長 石川 義光
委員 大和田和男 委員 勝村 晃夫
委員 笹島 猛 委員 福田耕四郎

欠席委員 なし

職務のため出席した者の職氏名

議長 萩谷 俊行 事務局長 会沢 義範
次長 秋山雄一郎 次長補佐 三田寺裕臣

会議事件説明のため出席した者の職氏名

副市長 玉川 明	財政課長 大内 正輝
財政課長補佐 照沼 克美	産業部長 浅野 和好
農政課長 会沢 実	農政課長補佐 浜名 哲士
商工観光課長 岡本 哲也	商工観光課長補佐 水野 泰男
建設部長 今瀬 博之	都市計画課長 今野 貴元
都市計画課長補佐 金田 尚樹	開発指導室長 黒川 耕二
土木課長 高塚 佳一	土木課長補佐 海野 英樹
土木課長補佐 村山 知明	上下水道部長 渡邊 勝巳
下水道課長 金野 公則	下水道課長補佐 秋山 洋一
水道課長 矢崎 忠	水道課長補佐 小野瀬義宏

陳情の説明のため出席した者

小貫 秀夫
白川 敬裕弁護士

会議事件

(1) 議案第56号 那珂市における土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を
改正する条例

…原案のとおり可決すべきもの

(2) 議案第57号 那珂市都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例
の一部を改正する条例

…原案のとおり可決すべきもの

(3) 議案第61号 令和5年度那珂市一般会計補正予算(第6号)

…原案のとおり可決すべきもの

- (4) 議案第65号 令和5年度那珂市水道事業会計補正予算(第1号)
…原案のとおり可決すべきもの
- (5) 議案第66号 令和5年度那珂市下水道事業会計補正予算(第1号)
…原案のとおり可決すべきもの
- (6) 議案第68号 市営那珂川沿岸地区土地改良事業の施行について
…原案のとおり可決すべきもの
- (7) 議案第70号 市道路線の廃止について
…原案のとおり可決すべきもの
- (8) 陳情第3号 財産権侵害に関する陳情
…不採択とすべきもの

議事の経過(出席者の発言内容は以下のとおり)

開会(午前10時00分)

委員長 おはようございます。

本日はお忙しい中、産業建設常任委員会にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症も収まってはきたと思いますけれども、またインフルエンザ並びにまた違った風邪がはやっているというところがございます。小中学校でも、他県のほうでも学級閉鎖やいろいろな面で大変体調を崩している子供、児童も多いということ。大人のほうも非常に感染力が強いマイコプラズマとか、たくさんそういうものが免疫の低下によって出てきているということですので、皆様もお気をつけて、私ども健康を万全にやっていきたいと思っております。よろしくお願ひ申し上げます。

開会前に連絡いたします。

本日は、換気のため廊下側のドアを開放して常任委員会を行います。ご理解、ご協力のほどよろしくお願ひ申し上げます。

会議は公開しており、傍聴可能とします。また、会議の映像を庁舎内のテレビに放送します。会議内での発言は必ずマイクを使用し、質疑・答弁の際は、簡潔かつ明瞭にお願ひいたします。携帯電話をお持ちの方は電源をお切りいただくかマナーモードにしてください。

ただいまの出席委員は6名であります。欠席委員はありません。定足数に達しておりますので、これより産業建設常任委員会を開会いたします。

会議事件説明のため、副市長ほか関係職員の出席を求めています。

職務のため、議長及び議会事務局職員が出席しております。

ここで、議長より挨拶をお願いいたします。

議長 皆さん、改めておはようございます。

まずは私ごとではありますが、急な突然の発熱によって、皆様にご迷惑、またご心配をい

ただいたことに対しまして、心よりおわびを申し上げたいと思います。誠に申し訳ありませんでした。

産業建設常任委員会、今日は多分最後になるのかなと思いますけれども、会議事件は何かありますけれども、慎重な中でもスムーズなご審議をいただいて、簡単ではありませんが、挨拶と代えさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

委員長 続いて、副市長よりご挨拶をお願いいたします。

副市長 改めまして、おはようございます。

本日は、産業建設常任委員会へご出席、お疲れさまでございます。また、先週末から大きなイベント等がございまして、ご出席等いただき、お疲れさまでございました。

先ほど委員長のほうからお話がありましたように、インフルエンザ、お隣の福島県、栃木県はインフルエンザ警報が発出されているような状況でございます。また、新型コロナウイルス感染症のほうも9月以降ずっと落ち着いてきたんですが、先週あたりから増加傾向に入りました。ご承知のとおり昨年は年末から爆発的に新型コロナウイルス感染症が増えました。基本的な感染対策を留意しながらお過ごしいただければというふうに思っております。

本日は、補正予算が3件、条例関係2件、その他2件の7件でございます。慎重なご審議のほどどうぞよろしくお願い申し上げます。

委員長 これより議事に入ります。

本委員会の会議事件は、別紙会議次第のとおりであります。

初めに、議案第61号 令和5年度那珂市一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

財政課より一括して説明をお願いいたします。

財政課長 財政課長の大内です。ほか関係職員が出席しております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議案第61号をご覧ください。

議案第61号 令和5年度那珂市一般会計補正予算（第6号）についてご説明いたします。

4ページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費補正になります。

追加になります。

7款土木費、1項道路橋りょう費、冠水対策推進事業4,900万円、橋りょう長寿命化修繕事業9,554万円、3項都市計画費、下菅谷地区まちづくり事業1億484万7,000円、菅谷市毛線街路整備事業1億853万4,000円、下菅谷地区街路整備事業（上菅谷下菅谷線・下菅谷停車場線）3億7,599万5,000円、菅谷飯田線道路整備事業1億6,697万3,000円。

5ページをお願いいたします。

第3表、債務負担行為補正になります。

追加になります。

事項、期間、限度額の順にご説明いたします。

上から7番目になります。

静峰ふるさと公園緑化管理業務、令和5年度から令和6年度まで、3,746万6,000円、
八重桜まつり事業（駐車場警備等）、令和5年度から令和6年度まで、839万8,000円。

変更になります。上から2番目になります。

道路台帳管理用パソコンリース、補正後限度額173万円、なお、期間につきましては補正前と同じになります。

6ページをお願いいたします。

第4表、地方債補正になります。変更になります。

起債の目的、補正後限度額の順にご説明いたします。

市道整備事業（合併特例事業）1億8,480万円、冠水対策推進事業（合併特例事業）
5,040万円、菅谷市毛線街路整備事業9,460万円、菅谷飯田線道路整備事業1億1,170万円、
なお起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と同じになります。

12ページをお願いいたします。

款、項、目、補正額の順にご説明いたします。

歳出になります。

2款総務費、1項総務管理費、6目企画費456万2,000円、うち運転免許自主返納等支
援事業16万2,000円になります。

20ページをお願いいたします。

中段になります。

5款農林水産業費、1項農業費、2目農業総務費158万3,000円、3目農業振興費15万
円。

6款商工費、1項商工費、1目商工総務費45万円。

21ページをお願いいたします。

中段になります。

7款土木費、1項道路橋りょう費、1目道路橋りょう総務費282万1,000円、3目道路
新設改良費919万6,000円。

7款土木費、3項都市計画費、3目街路整備費7,114万8,000円。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（なし）

委員長 なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第61号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 異議なしと認め、議案第61号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。執行部は入替えをお願いいたします。

休憩(午前10時09分)

再開(午前10時10分)

委員長 再開いたします。

下水道課が出席しました。

続きまして、議案第66号 令和5年度那珂市下水道事業会計補正予算(第1号)を議題といたします。

執行部より説明願います。

下水道課長 下水道課長の金野です。ほか2名の職員が出席しております。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、議案第66号をお開きください。

議案第66号 令和5年度那珂市下水道事業会計補正予算(第1号)についてご説明いたします。

第1条、令和5年度那珂市下水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

第2条、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は次のとおりと定める。事項になります。

マンホールポンプ維持管理業務委託、期間については令和5年度から令和6年度まで、限度額は1,342万円になります。

業務内容については、公共下水道中継ポンプの維持管理になります。常時、生活排水の流入があり、休みなく稼働している施設につきましては、切れ目なく維持管理する必要があることから、令和6年4月1日から業務期間とするため、今年度中に契約を締結するものでございます。

なお、公共下水道においては、事業が継続しているため、管理するポンプに変動があるため、単年度契約となります。

次に、2番目の事項になります。

処理施設維持管理業務委託、期間につきましては、令和5年度から令和8年度まで、限

度額は2億3,151万7,000円になります。

農業集落排水施設の7地区は、常時、生活排水の流入があり、汚水処理場等、休みなく稼働している施設につきましては切れ目なく維持管理する必要があることから、令和6年4月1日から業務期間とするため、今年度中に契約締結するものでございます。

農業集落排水施設につきましては、業務が完了しており、管理する施設の変動はございませんので、3か年の期間としております。

説明は以上となります。どうぞよろしくお願いたします。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(なし)

委員長 なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第66号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第66号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。執行部は入替えをお願いいたします。

休憩(午前10時14分)

再開(午前10時14分)

委員長 再開いたします。

水道課が出席しました。

続きまして、議案第65号 令和5年度那珂市水道事業会計補正予算(第1号)を議題といたします。

執行部より説明願います。

水道課長 水道課長の矢崎です。ほか3名が出席しております。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第65号についてご説明いたします。

議案第65号 令和5年度那珂市水道事業会計補正予算(第1号)。

総則、第1条、令和5年度那珂市水道事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

債務負担行為、第2条、債務負担行為をすることができる。

事項、期間及び限度額は次のとおりです。

理由につきましては、令和6年度の水道事業運営に要する契約について、令和5年度内

に締結する必要があるため、債務負担行為を設定するものであります。

内容につきましては、事項、期間、限度額の順で説明いたします。

事項、令和6年度自家用電気工作物定期点検業務委託、期間、令和5年度から令和6年度まで、限度額112万2,000円。

委託内容につきましては、自家用電気工作物設置者は、維持管理及び運用に関する保安監督させるため、電気主任技術者を選任し、国に届けなければならないことから、委託するものであります。

続きまして、事項、水道施設運転管理業務委託、期間、令和5年度から令和8年度まで、限度額3億9,586万8,000円。

委託内容につきましては、市内水道施設8か所の運転管理及び保守点検、主要機器点検を実施し、施設管理の効率化及び適正化を図ることを目的とするものであります。

説明は以上になります。よろしく申し上げます。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(なし)

委員長 なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第65号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第65号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。執行部は入替えをお願いいたします。

休憩(午前10時17分)

再開(午前10時18分)

委員長 再開いたします。

農政課が出席しました。

議案第56号 那珂市における土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例及び議案第68号 市営那珂川沿岸地区土地改良事業の施行について、関連があるため一括して議題といたします。

執行部より説明願います。

農政課長 農政課長の会沢です。ほか2名が出席しております。どうぞよろしくお願いいたします。

今回、議案第56号と第68号の2つを上程させていただいております。どちらも同じ事業に関連しております。説明の関係上、議案第68号を先にご説明させていただきたいと思っております。

議案第68号をご覧ください。

議案第68号 市営那珂川沿岸地区土地改良事業の施行について。

市営那珂川沿岸地区土地改良事業を施行したいので、土地改良法第96条の2第2項の規定により、議会の議決を求める。

提案理由でございます。

国営那珂川沿岸農業水利事業で造成した基幹水利施設（機場等）の維持管理について、公共性、公益性が高いことから、関係8市町村が共同で管理していくため、市営土地改良事業として施行するものでございます。

2ページをお願いいたします。

1、事業の概要でございます。

平成4年度から国営那珂川沿岸農業水利事業により、那珂市ほか全8市町村8,617ヘクタールの地域への用水供給と老朽化した水利施設の改修により、農業経営の安定化、効率化を図る目的で、御前山ダムや揚水機場、送水路等の整備が進められております。この事業により造成された施設のうち、頭首工や揚水機場などの基幹となる水利施設については、公共性、公益性が高いことから、造成完了後に市の補助事業である基幹水利施設管理事業を導入して、関係する8市町村がそれぞれ事業主体となり、共同して維持管理を実施するものでございます。

この基幹水利施設維持管理事業でございますが、地方公共団体が施設を管理することが補助の要件となっておりますことから、関係市町村それぞれが事業主体となるものでございます。

2、対象施設です。

小場江頭首工のほか、那珂川揚水機場、下江戸揚水機場、渡里揚水機場、大杉山揚水機場の4つの揚水機場となります。

施設の詳細については、記載のとおりとなっております。

3ページをお願いいたします。

3、維持管理に係る経費でございます。

国・県の補助が各30%、市と改良区が各20%の負担となります。

4、那珂市が受益地となる施設の維持管理についてでございます。

国営事業の施工が完了した施設から順次開始を予定しております。那珂市が関係する施設は3つとなります。現時点では、小場江頭首工が令和7年度、下江戸揚水機場と那珂川揚水機場が令和9年度からの予定となっております。

関係市町村でそれぞれ議会の議決をいただいた後、計画策定や地権者等からの同意取得

などを進めてまいります。それらがまとまり次第の開始となるものでございます。

なお、実際の各施設の操作や維持管理につきましては、こちら記載の土地改良区に委託となる予定でございます。

5、関係市町村の構成です。

関係8市町村につきましては、記載のとおりとなっております。

6、今後のスケジュールでございます。

本定例会で議決をいただいた後、今年度は維持管理計画の策定、組合員からの同意取得に向けた作業などを予定しております。

令和6年度は国への申請書の提出、令和7年度から維持管理事業開始の予定となっております。

議案第68号の説明は以上となります。

続きまして、議案第56号をご覧ください。

議案第56号 那珂市における土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例。

那珂市における土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

提案理由でございます。

国営那珂川沿岸農業水利事業で造成した機場等の基幹水利施設の維持管理について、市営那珂川沿岸地区土地改良事業で実施することに伴い、賦課金の徴収方法の追加及び文言の修正をするものでございます。

先ほどご説明いたしました議案第68号の事業を施行することに伴う改正でございます。

2ページをお願いいたします。

2ページにつきましては、条例の改正文でございます。

3ページをお願いいたします。

3ページと4ページ、両ページにつきましては、新旧対照表となっております。

5ページをお願いいたします。

こちら改正の概要となります。議案第68号の基幹水利施設の維持管理について、市営土地改良事業として施行することに伴い、土地改良区の組合員から徴収している賦課金を一括して土地改良区から市に納付するための条文の追加でございますが、現在の条例では、受益者個人から賦課徴収することしか規定されていないために、追加するものでございます。あわせて、徴収の対象としまして、現状、金銭のみとなっている現状に合わせて、文言を修正するものでございます。

改正条文でございますが、第4条に土地改良区からの徴収について追加いたします。

第4条を除いた第1条から第7条につきましては、賦課徴収の対象としまして、金銭夫役、または現品となっておりますが、金銭のみに文言を整理いたします。

施行期日ですが、公布の日からとなります。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

福田委員 ちょっと伺いたいんですが、議案第68号、令和9年から下江戸機場の水系の整備ということが記載されていますね。本市はほとんどが水系は下江戸機場、これになると思うんですが、この事業に伴って水系関係は全般的に整備をしていくということなんですか。

農政課長 今回、那珂川沿岸のこの国営の水利事業で造成されているものでございまして、先ほどの那珂川統合はこの事業に入っておりますけれども、那珂市内でほかの土地改良区など、この事業に入っていないところは、今回の対象外でございます。

福田委員 ということは、その幹線水系、こういうことですか。

農政課長 幹線といいますか、この那珂川沿岸の水系で、那珂川の水を利用している改良区等が国営の事業に参加しているという形なので、その参加している改良区内のエリアにつきましては、この事業の対象となっております。

以上です。

福田委員 それね、それだけの整備では、やはりあまり意味がないんじゃないかな。ちょっとその辺が心配なんですけれども。これは老朽化ということで、今回この事業をしていくということは、記載されていますよね、議案第68号は。今現在、小場地区辺りがやっているのがそうだろうと思うんですよ。ただ、我々本市においては、令和9年度からということですが、まだ時間があることなんですけど、これに伴って、水系関係というのはもう老朽化、50年経過しているわけですよ。そういう見直しというのをね、ぜひこの事業に伴って、ひとつ計画、検討をしていただきたいと思うんですが、いかがですか、この辺は。

農政課長 こちらの今回の市で行う事業につきましては、現在、国で行っている事業の完成後の維持管理という部分でございまして、令和9年度までの間に、この那珂川統合の部分も、老朽した水路などは国営の事業で修繕なども行うということが含まれております。

ほかの土地改良区につきましては、この事業外ということになってございますので、それぞれ老朽化している部分については、改良区などで修繕計画を今後立てるなど、行っていくという形になろうかとは思いますが、そこにつきましての例えば補助ですとか、そういった制度を利用しながらという形になっていくというふうを考えてございます。

以上です。

福田委員 ぜひこういう事業に伴った、やはり整備というのを切にお願いをしたいと思います。

以上です。

委員長 ほかにございますか。ありませんか。

(なし)

委員長 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

福田委員 この事業ばかりじゃないんですが、全てね、もういろいろな何ていうのかな、農地法もそうですけれども、古い話なんですよ。農地法改正されたのは昭和47年、やはりね、その当時だろうと思うんです、こういう排水路。そういうあれが整備されたのは。もうこれ半世紀たっているんだよね。ですから、本市の場合というのは古い縛りがあることによって、いろんな弊害が起きている。これは執行部のほうでもよく分かると思うんですよ。特に農業問題はそういうことが言えるのかなど。ですから、やはりそういう見直しの時期、改正の時期、これに今もう既に来ていると、こういうふう思うんですよね。この辺については、副市長、どういうふう考えていますか。

副市長 ありがとうございます。

先ほど課長のほうからもありましたけれども、今回は基幹となる部分、国が管理するような基幹となる部分を自治体を中心となって管理していこうということですが、委員おっしゃるとおり、全体的に老朽化が激しくなっていますので、そういったものは計画的にきちんと予算を確保して、今後整備していくという必要があるかなど、我々も認識しております。

以上です。

福田委員 これは、やはりこういうことをね、新たな取り入れをね、変えていく、そういう時期に今来ていますからね。その辺をひとつしっかりやっていただきたいなど。いかにこの補助事業、こういうことを利用した、そういうことで進めていただきたい。こういうふう思います。よろしくお願いします。

以上です。

委員長 ほかにございますか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

採決の前に、委員の皆様にお諮りいたします。

ただいまの議案2件につきましては、関連がありますので、2件を一括して採決することに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 これより議案第56号、第68号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第56号、第68号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

執行部は入替えをお願いいたします。

暫時休憩いたします。

休憩（午前10時34分）

再開（午前10時35分）

委員長 再開いたします。

都市計画課が出席しました。

続きまして、議案第57号 那珂市都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

執行部より説明願います。

都市計画課長 都市計画課長の今野です。ほか4名が出席しております。よろしく願いいたします。

議案第57号をご覧ください。

那珂市都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

提案理由は、近年、人口減少や高齢化の進行等により空き家が増加することが見込まれており、市街化調整区域内の既存集落における地域コミュニティの維持を目的とする空き家を利用した移住、定住の促進を図るため、本条例の一部改正を行うものです。

5ページの説明資料をお願いします。

1番、改正の目的です。

近年、人口減少や高齢化の進行により空き家が増加すると見込まれています。そこで、市街化調整区域の空き家について、誰でも居住できる住宅への用途変更が可能となるように条例を改正して、既存の集落への移住、定住を促進し、地域コミュニティを維持しようとするものです。

2番、改正の概要です。

調整区域に建物を建築する場合、現行の開発許可制度では建物の用途や建築主に対する要件が定められています。例えば住宅を建築する場合の要件としては、農業を営む者の住宅、または当該区域の出身者等が自分の居住用に建築する住宅に限って許可できるものとなっており、これを一身専属的許可と呼んでいます。しかしながら、増加する空き家問題に対応するため、今回の改正で10年以上継続して法に適合している空き家であれば、誰でも住める借家としての利用もできる住宅への用途変更を認めるよう、現行の条例を一部改正するものです。

ここで、法に適合しているとは、許可を受けた条件、用途が守られていることや許可を受けた本人が住んでいたことなどを指しています。

対象とする既存住宅の要件のところをご覧ください。

要件をまとめると、農業を営む者の住宅、または一身専属的な許可を受けた住宅で、10年以上継続して法に適合し、現在も適合しており、市が空き家と確認したもの、これらの要件に該当する空き家住宅について、誰でも住める住宅への用途変更を認めるものです。

1段上の「これは」というところに戻りますが、適法に建築され使用されてきた空き家、既存住宅であれば、その周辺には道路や上下水道などのインフラが既に整備されているため、新たな開発行為と比べて市街化を促進するおそれは低いと考えられることから、今回の条例改正により用途の変更を認め、空き家を利用できるようにして、地域コミュニティの維持を図りたいと考えております。

3番、経過及びスケジュールです。

これまでの経過は、11月6日に庁議で承認いただき、14日の都市計画審議会で報告案件として改正案を示しております。

今後のスケジュールは、1月から3月にかけて、ホームページ等により市民への周知を行い、4月1日付で施行となるよう考えております。

ページを2つ戻って、3ページをお願いします。

新旧対照表です。右側は現行の条例、左が改正案です。

改正箇所は第5条です。第5条は、都市計画法34条12号の規定を受けた条項であり、調整区域における住宅の許可基準について定めている部分です。現行の（1）から（7）では、先ほど説明したように一身専属的な許可などについて定めています。今回の改正で（8）を追加します。（8）一身専属的な許可を受けて立地した住宅のうち、10年以上経過した建築物であって、現に空き家である建築物の敷地において、専用住宅へ用途変更を目的として行う開発行為であって、規則で定める要件に該当するものと規定します。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

大和田委員 何か具体的にちょっと聞きたいんですけども、調整区域に空き家があって、それが住めると、貸すこともできると。ちょっとパターンのいって、市街化の人が調整区域の空き家を買うこと、調整から調整区域って何か結構縛りがあったような気がするんですけども、農家住宅とかそういうのは。というのもどうなのかということ、あと、県外とか、この市内以外のところから空き家を買うというところという3つと、それぞれがそれからまた今度は誰かに又貸し、又貸しておかしいですけども、貸したりすることができるというのは可能だということなんですか。

都市計画課長 委員ご指摘のとおり、調整区域から調整区域であっても、基本的に属人性許可と呼ばれるものがなくなりますので、誰でも住めると。県外から移住してこられても、

それでも結構です。可能な制度になっております。

大和田委員 それぞれも今度は、住めるだけじゃなくて、買って貸せるというのも可能という。

都市計画課長 例えば不動産業者がそこを取得して貸すとか、そういった賃貸も可能になります。

勝村委員 今の話だと、賃貸ということですか。売買はできないわけ。例えばここに建物があります、居住できます。空き家になっているから、貸すのはできるということですね。

都市計画課長 借りて住むこともできますし、取得して住むこともできます。買って、そこに住むと、県外から移住するというのも可能な制度です。

勝村委員 ということは、それを買うこともできると。要件関係なく、例えば他県から来て買うことも可能。

都市計画課長 10年以上というような規定は、先ほど説明したようにありますが、基本的には誰でも取得して住んでいただける、買っていただけるというふうに改正したいと考えております。

委員長 ほかにございますか。

大和田委員 10年以上というのは。

都市計画課長 すみません、先ほどちょっと説明したところなんですけど、10年以上継続して法に適合している空き家であれば、誰でも住めるという規定です。法に適合しているというのは、それまでの過程で用途が守られていたかどうか、許可を受けた本人が住んでいたかどうか、そういったことは一応、条件になってきますが、基本的には、その条件を満たしていれば、誰でも住めるということになります。

大和田委員 分かりました。

何かね、常陸太田市とか常陸大宮市なんかは、もう不動産屋だか、空き家なんか買ってリフォームして貸しているなんていう業者もあるって聞いたんで、那珂市はそこが今までは駄目だったということですよ。それが今度、大丈夫。

都市計画課長 区域指定制度というのが別途ありまして、那珂市の中では13か所あるんですが、鴻巣地区とか中台地区、そういったところであれば、開発許可を受ければ誰でも住める地区なんですけど、それ以外では駄目だったということでございます。

大和田委員 分かりました。

笹島委員 そうすると、今、区域指定やっていますよね、13か所ね。各地域によって差がありますけれどもね。それはどういうふうにしてこれから埋めていく。それとあとこれ、今度は業者等が売買できるようになるでしょう。そうすると、整合性ってどういうふうにしていくの。

都市計画課長補佐 お答えいたします。

区域指定制度は、現状のとおりそのまま継続してやっていくんですが、区域指定制度と今回の一番大きな違いのところは、今回の制度は、区域指定制度のエリアでないところ

の空き家が対象になるということで、空き家についてはこういう取扱いをしましょうという形が大きな違いになっているところです。

笹島委員 区域指定のほうは新築住宅ですか、それを建てて住んでほしいということで、全く市街化区域と同じような条件でやるわけですね。そうすると、これは空き家対策として、要は空き家バンクもやっていますけれども、それ以上にインパクトがある、ほかの市町村もこれやり始めているから、業者も中古住宅を買います、売りますということをやっていますんで、やはり少しでも歯止めをかけなきゃいけないということのあれですか、結果的には。

都市計画課長 おっしゃるとおりです。空き家が増えてきておりますので、その課題を解決したいということで、今回の条例改正を行っています。

笹島委員 ここもそうですけれども、周りの市町村ももっと増えていますんで、もっと真剣にやっていますよね、いろんな今言ったような定住、移住もそうですけれども、中古の空き家が異常に人が亡くなって住まなくて放置されてという、周りの田畑ですね、エリア全体がそういうこと。ある地区では、もう人よりも動物が多いと言われているような地区、どことは言いませんけれども、そういう地区が増えてきているんですよ。那珂市もそういう可能性があるんですか、そうすると。どのような将来ビジョンを考えているんですか、それ。

都市計画課長 すみません、国の動きとして、調整区域における空き家の活用を弾力的に行うようにという指針が出されております。それを受けて、那珂市でも条例を改正しようという今回の動きをしているわけなんですけど、県内ではまだ珍しい事例になりますけれども、今後こういう動きが増えてくるものだというふうに考えております。

笹島委員 そのとおりですね。特にここは県北の入り口で、この県北というのは想像以上に人も減っているし、今言っていた田畑も荒れていくということで、如実に分かっていらっしゃると思うんですけれども。待ったなしも、ここも来ると思うんですよ。

ですから、今言っていた国の指針という考え方ということ、そういうふうに思い切ってやったことは非常にいいことだと思います。

委員長 ほかにごぎいますか。

福田委員 これは新たな改正というかね、今までもこれはあったでしょう、実際に。調整区域でも空き家になっているところがあるけれども、借家として貸したりね、そういうことというのは今までもあったでしょう。それは法的にはまずかったの。

都市計画課長補佐 昭和46年に市街化区域と調整区域の線引きをしたんですけれども、その以前から宅地であったようなところは、既存宅地制度というのが昔ありまして、そういったものでそういったことができたというところはあります。

今回対象にしているのは、その後、その人に属人性というか、その人が出身者とか農家とか、そういった人に限って許可したものについても、こういった形を認めますという

ような改正になります。

またあと、今回改正しましたが、その前も似たような基準はあるんですけども、そこはもうかなり細かく、空き家となってしまった理由をよく審査しなさいとか、そういった基準で利用していたところがありますけれども、今回は市のほうで空き家と確認されれば、適法なものならば、そのまま許可の対象にしましょうというようなところが大きな違いになっているというところになっています。

福田委員 どうもその辺がね、ちょっとぴんと来ないんですよ。何かぴんと来ない。これ見るというと、10年以上継続していれば、建物を建てて10年以上継続していればいいんだよと、今回そういうふうになったということでしょう。だけれども、今までもそれはあったんじゃないかな。ということは、それがまずかったということ、そういうことがあったということは。

都市計画課長補佐 先ほども申し上げたんですけども、既存宅地制度というのがありまして、昔から宅地であったようなところは、そういったことができる制度は今も継続して続いているような形にはなっています。

福田委員 さっきの説明では、これは昭和46年、みんな古い話なんですよ。もう50年からたっている、これ。だから、そういうことがね、今ローリングの時期に全て、いろんな縛りがローリングの時期に来ているんですよ。それでこれ空き家ということでしょう。だから、今度は農業に従事していなくても、職業にかかわらず、今度は空き家に住むことができるということの改正なんですよ、これ。もうちょっと、もっともっと幅広い改革をしていかなきゃ駄目だな、これぐらいでは。今の時代に合わないよ。だから、空き家が増えてきているんだわ。もうちょっとね、いろいろ勉強してくださいよ。今までとあまり変わり映えないような気がするんだけどね。よく分かりました。

以上です。

委員長 ほかにごぎいませんか。

(なし)

委員長 ほかになければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ごぎいませんか。

福田委員 これ参考にさせていただきたいんですが、東北地方の各自治体で、空き家、いろいろありますね。本当に老朽化した空き家もあれば、築20年とか、あるいは15年というところ、まだまだ使えるところ。そういうところをね、空き家対策の一環として、行政がそこを買い取って、リフォームできるところ、あるいはリフォームができない、もう本当に老朽化したところは、これは更地にするとか。そういうことでね、行政がその空き家を買って、さらに今度はリフォーム可能などところなんかはリフォームをして、行政が売買しているところがありますよ。これも空き家対策の一環なの。

そういういろんな方法というのがあるわけですよ。幸いに那珂市の場合には、そんなに人口の推移というのはいらないほうですから、そんなにこれといったいわゆる対策というのが、ちょっと我々には見えてきていないんですけれども。やはりね、過疎地帯なんかというのは、もう今やったって遅いと思うの。そういう事業を展開している自治体もあるんです。

ですから、やはりそうなる前にね、いろんな考え方を示していく、これが大事なんじゃないですかね。これ討論として、私は今後の課題としてね、一つの例を、よろしく願いたいと思いますよ。

以上です。

委員長 ほかにございませんか。

(なし)

委員長 これで討論を終結いたします。

これより議案第57号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第57号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。執行部は入替えをお願いいたします。

休憩(午前10時55分)

再開(午前10時57分)

委員長 再開いたします。

土木課が出席しました。

続いて、議案第70号 市道路線の廃止についてを議題といたします。

執行部より説明願います。

土木課長 土木課長の高塚です。ほか3名の職員が出席しております。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第70号 市道路線の廃止についてです。

議案第70号 市道路線の廃止について。

道路法第10条第3項の規定により、市道路線を下記のとおり廃止したいので、議会の議決を求めるものでございます。

整理番号1、路線番号496号線、起点、那珂市瓜連字古屋敷1203番地先、終点、那珂市瓜連字古屋敷1205番地先でございます。

提案理由につきましては、市道の隣接する所有者から土地の一体利用をするため、市道の払下げ要望があり、路線の認定を廃止しても支障がないことから、議会の議決を求めるものでございます。

次のページをお願いいたします。

認定を廃止する路線の内容でございます。

幅員1メートル、総延長44.56メートルになっております。

次のページをお願いします。

廃止路線位置図でございます。場所につきましては、JR瓜連駅東側、老人ホーム藤井ハイム那珂北側、L字型の形状をした市道でございます。丸印が起点で、三角の矢印が終点を示しております。

次のページをお願いします。

廃止路線地番図になります。

今回、認定を廃止したい市道ですが、1メートルの行き止まりの道路であり、廃止しても支障がないと判断するものでございます。

説明は以上になります。よろしくをお願いします。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

笹島委員 これあれどん詰まりの道路で、何でこんなの町道になっていたのかな。

土木課長 那珂市の市道ですが、行き止まりの道路でも認定をして、認定道路として取り扱っておりましたので、行き止まりとかそういうのも関係なく、市道の認定をしておりました。

笹島委員 幅員はどのくらいだったんですか。

土木課長 約1メートルです。

笹島委員 ごめんなさい、1メートルじゃ、猫と犬しか通れないんじゃないですか。

土木課長 当時、瓜連町の頃に認定をして、1メートルでも認定をしていたというところの道路でございます。

以上です。

笹島委員 もう遅いですよ、既にやっていたからね。もっともう、合併する以前はこういうことやっていたんでしょうけれども、合併してからすぐにやるべきだったよね。今さらって感じですけども、分かりました。

委員長 ほかにございますか。

(なし)

委員長 ほかになければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第70号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第70号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で本委員会に付託された執行部提出案件の審議は全て終了いたしました。

暫時休憩いたします。執行部はここで退室願います。

休憩(午前11時01分)

再開(午前11時03分)

委員長 再開いたします。

続きまして、陳情第3号 財産権侵害に関する陳情について審議を行います。

では、最初に事務局より陳情書を朗読させます。

次長補佐 それでは、陳情第3号になります。

財産権侵害に関する陳情。

陳情の趣旨になります。

1、那珂市は、昭和47年3月以降、提出者の所有する土地(以下、「本件と土地」と言う)を農振法に基づく農用地、混牧林地に指定しているが、約50年にわたり、一度も混牧林地として利用しておらず、今後も利用する見込みがない。

2、那珂市は、本件土地を混牧林地として一切利用せず、それどころか農振法に基づかない目的、水源涵養、保健文化として利用している。

3、那珂市は、提出者による再三の申入れにもかかわらず、本件土地を農用区域から除外しない。

4、那珂市による財産権侵害が継続しているため、那珂住民の代表機関である市議会に支援と対応を要請すべく陳情する次第である。

令和5年10月23日。

陳情者、那珂市下江戸1078番地2、小貫秀夫様。

以上になります。

委員長 この件については、陳情提出者から内容説明の申出がありましたので、ご説明をいただいた後、内容について審査を行う形といたします。

それでは、陳情内容の説明をお願いいたします。

説明については、簡潔に5分程度でお願いいたします。

代理人 弁護士の白川敬裕でございます。こちら提出者の小貫秀夫さんでございます。

小貫さんは、那珂市内に土地を所有しております。土地の地目は山林でございます。小貫さんは、自らの土地の開発を計画しております。しかしながら、那珂市により農用区域に指定されているため、開発が実現できない状況でございます。

小貫さんは、令和2年、すなわち3年以上前から農用区域から除外してほしいという申請を那珂市に出しております。しかし、現時点まで認められておりません。

私としては、弁護士としまして、そもそも本件土地を農用区域に指定する法的根拠はな

くなっていると考えております。

陳情の要旨をご覧くださいたく存じます。

先ほどお読みいただきましたが、那珂市が本件土地を農用区域に指定したのは昭和47年であります。昭和47年というのは、内閣府のホームページによると、当時、世界的な異常気象がありまして、食料価格が高騰しており、食料不足が懸念されている時期でした。そのような時期に混牧林地、すなわち牧畜、牛や羊を放す牧畜と林、材木などを作る林業を営む土地ということで指定されたものでございます。

法律上、農用区域として指定ができるのは、10年を見通して農用地として利用すべき土地とされております。昭和47年以降10年後、すなわち昭和57年まで農用地として利用されなかったわけですから、本来は昭和57年の段階で農用区域から除外すべきだったと考えられます。現在に至るまで約50年にわたり、一度も混牧林地として本件土地が利用されたことはございません。

なぜこのような長期間にわたって混牧林地として利用されていないにもかかわらず規制を続けるのか。そのように那珂市の担当部に問い合わせたところ、本件土地は森林として大切だからという趣旨の回答がございました。これは、農振法に基づかない目的でございます。

先ほど申し上げましたとおり、小貫さんは令和2年、つまり3年以上前から再三にわたって農用区域からの除外を申請しております。私がお引受けしたのは今年の2月ですが、それ以降も再三にわたって担当者に申入れをしております。しかしながら、結論として拒否するという、そのような結論ありきの回答が続いている次第です。

これは、那珂市による財産権の侵害、すなわち憲法違反であると私は考えております。現在、行政不服審査申立てを那珂市役所に提出しております。しかしながら、行政内部の手続でありますので、適正な審査がなされるのか、懸念と不安があるところでございます。そのため、那珂市住民の代表機関である市議会の皆様にご支援、ご対応をお願いしたく、このたび陳情させていただいた次第であります。

以上です。

委員長 説明が終わりました。

ただいまの説明に対して質疑ございますか。

大和田委員 数点おききしたいことがありまして、今のお話の場所、具体的に場所ってどこですか。

陳情者 バードライン両側なんですけれども、私だけの土地ということではなくて、バードラインの両側がそういう規制をずっと、地権者何件も含めて規制されているということですね。

大和田委員 地権者何人ものということなんですけれども、今回のこの申請は、小貫さんですか、陳情者の小貫さんの土地の農用地除外なのか、それとも、バードラインの全体のそ

の、混牧林地全体についての農用地除外なのかをちょっと。

代理人 具体的に除外の申請をしている土地は、小貫秀夫さんの土地、それから隣接するオヌキノリオさん、水戸市に居住のご親戚の方なんですけれども、小貫秀夫さんとオヌキノリオさんの土地、この2つの土地の除外を申請しているという状況でございます。

大和田委員 じゃ全体ではなく、そういった個人所有の部分。

陳情者 私どもだけということじゃなくて、なぜ50年も規制がかかったままでいるのかということなんです。ですから、私だけの云々じゃなくて、混牧林地に指定されているものを除いてほしいという陳情でございます。

大和田委員 ですが、さっき説明からすると、小貫さんが開発をしたいから、農用地除外をしてほしい、大まかに言えばそうだと思うんですけれども、ということで間違いはないと。

陳情者 その開発の、規制がかかっちゃっていますんで、何を開発するかということじゃなくて、開発そのものがないという状態になっちゃっているということなんです。

代理人 補足ですけれども、具体的に3年以上前から小貫さんが開発を計画しているのは、太陽光の発電設備の設置でございます。既に業者とも計画を立て、住民への説明の手続も、これは必須ですから、対応し、東京電力とも調整をして、あとは那珂市から除外の許可を得れば、もう開発をすぐに移れるという状況にありまして、東京電力のほうからも、開発が進まないということで、それこそ損害賠償の請求でもされかねないというような状況でございます。

大和田委員 そうすると、太陽光を設置したいというので話を進めたら、進めてはいると、小貫さんとオヌキノリオさんですか、土地を2筆、そういうので進めているというか。

代理人 そうです。現状、進めているという状況でございます、計画自体は。

大和田委員 それで、この陳情を見ますと、3番なんですけれども、提出者による再三の申入れということなんです、それはいつからどのような方法で申入れをしてきたのかなという。

代理人 まず、私が把握している範囲では、少なくとも令和2年9月に除外申請の変更の申出書、これを提出しております。しかしながら、緊急性がないですとか、あるいはほかの土地でもできるではないかといった理由で、除外の許可が下りていないという状況でございました。それは私がまだ受任していなかった時期でございます。

今年に私が受任しまして、そもそも農用地として規制する法的根拠が現時点ではなくなっているのではないかとということで、私としては今年の2月から、那珂市の担当部署に対して除外の申出を繰り返し行ってきたという経緯でございます。

大和田委員 令和2年からということで除外の申請をしていて、何ですか、経済上だか、農産物の需要事情とかって言うんですけれども、正直、その需要事情なんていうのは我々にね、何ていうんでしょう、分からないとおかしいですけれども、というところもあるんです、その申入れ、内容も2筆を除外してほしいということですよ、そこだけをと

いうこと。

陳情者 白川弁護士が関わっているのは平成3年、私と10年以上前に農政課のほうに、私だけじゃなくて、下江戸以外の地権者も含めて、規制かかっているところを全部、地権者五、六人いましたね。10年以上前に農政課のほうで県のほうに申請するから手続を取りたいというんで、手続を取った記憶はあります、10年前にね。結果、田崎地区というところは、何か申請が下りたという話をされていまして、それ以降は全くなしのつぶてだったんですね。

太陽光という話がありましたけれども、もちろん太陽光の話もありますけれども、それ以外に具体的にどこの太陽光がどうのこうのという話じゃなくて、全くそういう太陽光ばかりじゃなくて、いろんな意味の開発であると思うんですね、例えば老人ホームを造りたいとか。その今申請している土地以外にもたくさんほかにバードライン上に土地があるんですけども、全部、混牧地になっていて、全く地権者としては何の手出しもできないという状態になっちゃっているんです。それは私だけの土地も含めてプラス周りの地権者も全部含めて一切規制がかかっちゃっていますんで、牧場以外は開発できないという状態なんです。

大和田委員 というと、10年前、県では田崎はあれだけでも、下江戸辺りの話はちょっとという話があったという。

陳情者 説明も何もないんで、なぜか結論は分かりません。

大和田委員 混牧林地ということで、農振地区というか、ということですけども、那珂市もね、基幹産業は農業ということで、田んぼなんかもね、そういう農振地区でっていった、じゃそこに家じゃないです、何かできるのかということ、なかなかそういった話も聞かないですし、あと、農振地区とか農地、農振まではいかない農地であっても、いろいろな条件を満たして何か初めて開発が行われたり、そういったところだと思うんですけど。

ちなみに市議会に求める支援とか対応というのは、具体的に何を求められているんですか。

代理人 おっしゃっていることはよく分かります。市議会が法的に経済事情の変動があるからとか、法的な根拠があるかとか、そういった判断をしていただける本来の機関ではないということは承知しておりますし、そのような前提の情報もご提供差し上げていないところがございます。

我々としてお願いしたいのは、このような陳情が出ているので、法律に沿って適正に審査をしてほしいと、適正に対応してほしいと、そういった議会として働きかけをしていただければありがたい、そのような趣旨でございます。

副委員長 先ほど損害賠償が発生する可能性があるという発言をされましたけれども、何に対して損害賠償ですか。

代理人 つまり小貫さんが農用地から除外されるということを前提に太陽光発電の開発を進め

ているわけです。その意味で東京電力とも話をしておりますし、ある程度動いていただいている部分もございます。そういった東京電力等から仮に農用地区かが除外されず、開発が断念されたときに生じた損害を賠償される可能性がある。あるいは、小貫さんのほうで開発の業者にもお願いして動いてもらっているところですので、小貫さんと業者との間でもそういった損害賠償の話になる可能性があるという趣旨でございます。

副委員長 それは、那珂市に関係のある損害賠償なんですか。那珂市が何か関連して契約云々の話をしているわけですか。

代理人 そうではございません。損害賠償というのは、これは今回の陳情には関係ないかもしれないですが、最終的には行政が違法なことをして損害が生じれば、国家賠償請求の裁判等になるわけでございます。

大和田委員 その話を聞くと、普通ならです、普通なら、除外の申請をしていって、開発の許可が下りて開発をして云々というのが話だと思うんです。何か順番というのね。そうすると、普通、今の話だと、開発をしちゃったから除外が下りないから、今度は損害賠償だという、何かまず変じゃないかなというのを普通に思うのと、国家賠償の請求というのも、我々議会が云々というより、司法に対するところなのかとはちょっと思いますね。どうでしょう、そこら辺。

代理人 提出者としましても、ほかに手段がなかなかないということで、代表者である皆様方に陳情している次第でございます。我々は茨城県にも相談に行きました。市役所には何度もかけ合っております。小貫さんのほうでは市長にかけ合ったこともございました。全てとにかく規制があるんだから拒否をするということありきでの回答なんですね。そのような意味で、まさにわらをもすがるような思いで今回陳情するという依頼を受けたわけでございます。

客観的な事実として、昭和47年当時は確かに食料不足があったかもしれない。しかし、50年間、一度も混牧林地として利用されていない。その点は那珂市のほうに問い合わせで回答を得た客観的な事実でございます。それにもかかわらず、本来、私有地である土地を行政が規制するというのは、率直に申し上げておかしいとは思われないでしょうか。具体的な法的根拠に基づいて何か指示をしてほしいとか、対応してほしいという趣旨ではございません。もし率直にこれはおかしいとお思いであれば、法律に基づいて適正にやってほしいといった、そういった働きかけを行政のほうにさせていただくということは、働きかけと言うと語弊があるかもしれませんが、法律に基づいて適正に対応すべきであると、そういった宣言でも出させていただくということでも依頼者の目的は達成できるかもしれません。

笹島委員 この近くでね、パードラインでメガソーラーやっていますよね。

代理人 実際でございますね。

笹島委員 ございますよね。そうすると、小貫さんはやはり同じような規模の、大規模のソー

ラーパネルを設置する予定なんですか。

代理人 そうですね、大規模かどうかというのはちょっと基準が分かりかねるんですけども、少なくとも小さな規模ではないと。

どのぐらいの規模で予定されているのかな。

陳情者 規制されていますのは、1か所だけじゃなくて何か所にも分かれているんですけども、今出ています、太陽光という話が出ていますのは、分かりやすい表現でいうと、10町歩ぐらいということですよ。

笹島委員 大型のほうですね、それね。そうすると、那珂市でもそうですけれども、那珂市は平たんなんでね、今の調整区域で田畑も耕作しないで、放置されているところ多いんで、業者の方が来てね、ソーラーパネル設置しませんかということで結構やっております。大規模ですから、業者とか東京電力とかね、いろいろお知恵を借りながら進んできたと思うんですけども、ただルール、法律も、弁護士さんいらっしゃるんでね、市街化区域、市街化調整区域、農振地区とかってありますよね。これ簡単に解除とか云々していたら、市町村が成り立たなくなっちゃうわけですよ、逆に言えばね、自分のこれをしたからとか、これをあれするからということ。何十年前という、昭和46年とか昭和47年あたりから、要するに調整区域は今言っていた家をできるだけ建たないようにと、あとここは放牧地域ですよ。ですから、そういうふうにして振興していくという形でやってきたと思う。今、弁護士さんが言っていましたように、ちょっと時代が変わってきたんで、もう変わるべきじゃないかということ。

我々議会は、その話はちょっと全く関係ないような話だと思うんですけどもね。ですから、議会のほうにそのような問題提起をしてきたのかということ、ちょっとごめんなさいね。

代理人 繰り返しになりますけれども、議会の皆さんがおっしゃっていることはよく分かりませんが、法律に基づいた手続を実施するのは行政ですから、それは行政の仕事ですよということ、それは三権分立の国ですから、理解はしております。

しかしながら、行政の対応、先ほど申し上げたように、なぜ規制しているのかという目的を問い合わせても、農振法以外の目的を回答してくる、森林の保護に必要な法律というのは別にございます。農業の発展のために規制しているのではなく、森林を守るために規制しているといった回答が来る。法律の要件に該当するのか問い合わせても、非常にずれた回答が来る。つまり法律に基づいた行政が実施されていないので、法律に基づいて実施してほしいと議会から問いかけていただくことはできないでしょうか。具体的に何をしてほしいというふうに問いかけていただきたいわけではありません。このような陳情が出ているので、法律に基づいて行政の対応をしてくださいと。私は法律、もっと上の憲法、憲法及び法律に行政に基づいていないから議会に陳情しているわけでございます。

具体的に何をしてほしいというふうに議会から働きかけていただく必要はないですし、そこまで求めているわけではございません。きちんと憲法及び法律に基づいて行政を遂行してください、そのような働きかけを議会としてしていただくことはできないでしょうか。そのような目的でございます。

委員長 ほかに質疑は。

勝村委員 ということは、那珂市が法律に基づいた回答もしていないということですね。

代理人 私はそのように考えております。そもそも今申し上げたように、農振法の目的ではない別の法律、森林を守る法律に基づいていると回答してきた、これは一つの典型的な例でございます。このように法律に基づいた回答をしてこない、法律に基づいた運営をしていないと感じるからこそ、議会に、法律に基づいて行政を運営してほしいと、そのように働きかけていただきたいという趣旨でございます。

勝村委員 議会が法律に基づいてやりなさいよと言うんじゃなくて、那珂市、行政自体が法律に基づいてやりなさいよと言えば、今回の提出者が言えば、それで済むわけでしょう、議会にまで来なくてもね。

代理人 それは私のほうから再三、弁護士ですから、法律に基づいてやってくださいというのは行政にその都度、再三お伝えしております。茨城県の県庁のほうにも行ってまいりました。しかしながら、途中から、もう返信自体、返答自体なくなってしまいました。

ですから、議会というのは国会のような立場だと思えますけれども、当然、法律をつくり、それに基づいて運用してほしいということで国会でルールをつくるわけですね。市議会というのは立法機関でもあると思います。そのような機関として、行政に対して、この件に特定されなくても結構です。このような陳情が出ているので、法律に基づいて行政は運営されるべきであるとか、そういった、当たり前のことですがけれども、当たり前のことが当たり前になされていないからこそ陳情を申し上げているわけで、当たり前のことを宣言していただくということでも構わないと考えております。

勝村委員 それともう1点、10年前にも申請をして、田崎地区のほうは採択されたというようなお話がありましたけれども、これどうして今回陳情なさっている当地が駄目だったのかというのはわかりますか。

陳情者 農政課のほうから地権者数名呼ばれまして、その対応を県のほうに提出するんで、書類を提出してほしいという説明があったんで、五、六人の地権者で一斉に書類を書いた記憶がございます。その結果、今おっしゃったように一部の地区だけが許可になりましたよと、私どものほうは、要するになぜ駄目だったかという説明は一切なく、そのうちまた申請しますよみたいな軽い言葉で、それ以降は一切説明ございません。そのうち担当者がもう向こうも替わっちゃうでしょうしね、もう分からなく、こっちはちゃんと覚えていますが、農政課のほうではもう分からないという状況になっちゃっていますね。

代理人 私も知る限りで補足させていただきますと、先ほどの申し上げたことと繰り返しにはなりますが、緊急性がないですか、ほかの土地でもできるだとか、そういう回答を得て、その都度、地権者のほうで説明をするんですけれども、いや、緊急性がない、そういった問答が繰り返されていたというふうに把握しております。

大和田委員 最後に、県はどのような対応だったの今後、県にはどうするんですか。

代理人 農振法に、県は、市がきちんと対応しない場合は指示することができるという規定がございましたので、そのような指示を求めてまいりました。ただ、県の担当者の方、しばらくはメールでやり取りをしまして、返信をしてくれていたんですけれども、私の最後の質問にはいまだ回答いただけておらず、いわゆるスルーをされているという状況でございます。ですから、県に言っても対応していただけないと。したがって、法律に基づいた行政が運営されていないと考えておりまして、そのように行政の適正化ですね、そのような目的で陳情した次第です。

大和田委員 スルーされた質問は何ですか。

代理人 まず、回答として、これは県のやる仕事ではないと。議会の皆様も、議会の仕事ではないような発言もちょっと聞かれて少しがっかりはしているんですが。それは県のやる仕事ではないという回答が来まして、それに対して、いやいや県は指示をすべきと、農振法に規定されているであろうといった要望を出した、これに対する返信がいまだにないという状況でございます。

委員長 質疑を終了いたします。

暫時休憩いたします。提出者は退室をお願いいたします。

休憩（午前11時33分）

再開（午前11時47分）

委員長 再開いたします。

これより陳情の内容について、農政課より確認をしたいと思います。

確認したいことはございませんか。

大和田委員 先ほど提出者から説明を受けたわけですが、今回は個別の案件と、提出者の土地を太陽光に開発したいという案件なんですけれども、提出者の話では、法律に基づいてちゃんとやってほしいというお話でした。そこら辺はどうかというのと、今回あくまで、個別の案件ということですが、全体としてのそういう混牧林地、全体としてのそういった計画なんていうのはどのようになっているのか伺いたいと思います。

農政課長 農政課長の会沢と申します。

ただいまご質問いただきました個別案件についての法的なところの対応ということかと思えます。

今回の案件につきましては、太陽光の開発ということで、以前から個別の除外というこ

とで市のほうに相談がございまして、その対応としましては、除外する場合には法に基づいた要件がいくつかございますので、緊急性があるかとか、ほかの土地では駄目なのかとかっていう要件がございまして。そういったところで合理的な理由の整理がなかなか我々のほうではつかないというような内容だったというようなところで、その申請自体はお返ししたというような経緯がございまして。

また、今回の指定そのものの除外というような部分でございましてけれども、法でいろんな事情が変化した場合に、市町村の整備計画そのものを変更するというような規定はございまして。その中で、ただ除外というような場合につきましては、要件をきちんと判断した上で、除外というようなところも法の趣旨にございまして、そういったところを判断しますと、今回のものは個別の除外ということではなく、今後、総合見直し、計画の総合見直しをする中で、基礎調査をした上で見直しについて判断していくべきものというふうに考えてございまして。

以上です。

大和田委員 そうすると、全体的な計画を持って、今後いろいろ考えていくというところですがけれども、個別の案件については法にのっとって進めているというお話でございましてね。

そういった中で、いろいろ申入れがあったというところなんですけれども、申入れの中では、ちょっと法の解釈というか、そういったのが違いがあったのかもしれませんが、その申入れはどのような内容があったのでしょうか、伺います。

農政課長 まず個別に開発したいのというような申入れというところ、個別の除外という申入れが令和2年頃から数回相談も受けておりました。今回この混牧林地の指定そのものを外してほしいというような申入れにつきましては、今年の3月に依頼人の弁護士の方から、そういった旨のメールが届いたというのが最初だったかなというふうに認識しております。

以上です。

委員長 ほかにございましてか。

笹島委員 ちょっと聞きたいんですけども、区域の、要するにいろんな市街化区域、調整区域、一番厳しい農振地域と、それで分かれているんですが、混牧林地というのはどういうあれなんですか、これは。具体的には。

農政課長 木竹の生育や養畜の業務のための採草や放牧などを目的としている区分の土地となつてございまして。

以上です。

笹島委員 那珂市は何か所くらいあるんですか、これは。

農政課長 今回の陳情にございまして土地を含めて、周辺一帯190ヘクタールほどが現在指定されております。

以上です。

笹島委員 これはほとんどまだ、今言っていた牧場経営しているんですか、大体。

農政課長 一部土地で牧場経営と、あと採草、放牧地というようなところでの利用と、あと、その他大きい部分が、この混牧林地というような区分になってございます。

以上です。

笹島委員 そこは、ただ、林という、木立が立って、森があってということで、別に何も使用されていないということですか。

農政課長 牧場とかそういった部分での利用というような形にはなってございません。

以上です。

笹島委員 もう1回、ごめんなさい。

農政課長 牧場とか、そういった何でしょう、目に見える形での利用という形にはなっておりません。

笹島委員 そうすると、先ほど言っていたように市街化区域、調整区域、農振地区ということで、規制のほうは結構厳しいほうですか、これは。

農政課長 農用地等の指定にされておりますので、開発とかにつきましては、個別の案件ごとの内容の審議とかをして除外すべきかどうかの判断をするような形になっておりますので、そういう意味では、簡単に開発ができるような土地ではないという形になってございます。

笹島委員 何で私この話を今したかということ、那珂市内ですもんで、農振地区ですね。瓜連というところがあるんですけれども、バイパスができたんですよ。それで市役所というか、支所の前辺りが農振地区で、せっかくバイパスができて、建物建てられないんですよ。前から私言っているんですけれども、あれでこそやはり那珂市の発展のために、農振地区を解除するべきだ、もう随分前から言っているんですけれども、一向に、もう四車線の、傍聴に来ていらっしゃる方、分かっているかどうか知りませんが、あの辺りでも、もういまだかつて一応田んぼは作っているんですけれども、その前が四車線なんです。その前がもうお店とかなんかあったんですけれども、もう本当にせっかくコストをかけながら、全然発展していないんですよ、あそこが。本当に投資効果がないところなんです。それこそ私はもう何十年前から言っているんですけれども、早くああいうところにしないと、やはり今言ったようにどんどん人口が減ってきちゃうんです。これは那珂市全体の話として、厳しい状態だということは、話はちょっとずれるかもしれませんが、例として言っているんですけれどもね。分かりました。結構です。ありがとうございます。

勝村委員 今、笹島委員と重なるかと思います。確かにあそこ、支所の前のところは農振地区で何もできないというようなところ。

それでね、先ほど言ったように基礎調査を行った上で計画の見直しをするということを行っているということは、基礎調査をして見直しすべきだというふうになったら、見直

しをするというような考えですか。

農政課長 おっしゃるとおりで、基礎調査において、農用地としての指定をするべきところと、あるいは外すのが妥当であろうというようなところも、そういった調査後に判断していくものというふうに考えてございます。

委員長 ほかにありますか。

(なし)

委員長 ほかになければ、質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。執行部は退室願います。

休憩（午前11時56分）

再開（午前11時57分）

委員長 再開いたします。

これより各委員より意見を伺います。

大和田委員 多分これで採択、不採択の話になるかと思うんですけども、ここまで話を聞いていけば、市とか県の担当にしっかりと委ねると。また、提出者からは国家賠償請求なんていう話もありましたので、司法に裁判してもらっても結構ですので、委ねてもらいたいところだと思います。また、法律にのっとっているということで担当課からもありましたので、個別の案件については議会としては、この議論を持ったことが支援であり、これ以上のことはできないと思っておりますので、私は不採択でよろしいのではないかと思います。

委員長 ほかにございますか。

笹島委員 先ほど言ったとおり、那珂市でもなかなか農振地区が解除してもらえないで、発展を妨げているところがあるんですね。本当に今回の陳情は、我々議会は市のため、住民のためにやらなきゃいけないわけで、那珂市全体を見ているわけで、今回の陳情は小貫さんが太陽光をあれしたいからという。多分、小貫さん自身の地域の個人的なものだと思うんですけども、那珂市議会としては、私個人としては、那珂市発展のために、やはりまだまだやらなくちゃいけないところがなかなか、さっきも言ったとおり、やってもらえていないんですよ。だから、私はこっちを優先にしていって、個人的なことに対しては、那珂市議会としては申し訳ないんですけども、関与したくありませんということで。私個人の話ですけどもね。

委員長 分かりました。

ほかにございますか。

(なし)

委員長 なければ、討論に入ります。

討論ございますか。

反対討論があれば、反対から願います。

ありませんか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

これより陳情第3号を採決いたします。

採決は挙手により行います。

陳情第3号を採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 挙手なしと認め、陳情第3号は不採択とすべきものと決定いたしました。

以上で陳情第3号の審議を終わります。

本日の議題は全部終了いたしました。

以上で、産業建設常任委員会を閉会いたします。

ご苦労さまです。

閉会(午後0時02分)

令和6年1月30日

那珂市議会 産業建設常任委員会委員長 小池 正夫